

大和高田市立中学校拠点校部活動実施要項

中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が生じている。

大和高田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、大和高田市立中学校に通う生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ・文化環境を整備するための方策の一つとして、「拠点校方式による部活動」を実施する。

拠点校方式とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

1. 目的

大和高田市立中学校に在籍する生徒がスポーツ・文化活動に親しむことができる機会を確保するため、学校、地域、保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2. 事業主体及び実施主体

実施の事業主体は、教育委員会とする。また、実施主体は、大和高田市立中学校とする。

3. 参加できる生徒

拠点校部活動に参加できる生徒は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する生徒とする。

- (1) 在籍校に希望する部活動がない生徒
- (2) 原則として、教員の引率を必要としない生徒
- (3) 拠点校の部活動方針に従って活動するとともに、活動中は拠点校の指導に従うことに同意した生徒
- (4) 在籍校及び拠点校両校の承認が得られている生徒

4. 拠点校部活動における順守事項

拠点校部活動に参加する生徒及び保護者は、次の各号に掲げる事項を順守する。

- (1) 参加する生徒は、拠点校の部活動方針に従う。
- (2) 拠点校への移動は、保護者の責任において対応し、移動にかかる経費は保護者の負担とする。なお、移動に際し、自転車を利用する場合は、安全のため、必ずヘルメッ

トを着用するものとする。

- (3) 部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ責任をもって連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を停止することができる。
- (6) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

5. 実施及び参加申請

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書・保護者同意書（様式第1号）を在籍校の学校長に提出するものとする。在籍校の学校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、拠点校の学校長に拠点校部活動参加申請書（様式第2号）を提出する。
- (2) 拠点校の学校長は、拠点校部活動参加決定通知書（様式第3号）を在籍校の学校長及び教育委員会に提出し、教育委員会に承認を得たのちに拠点校部活動を実施するものとする。

6. 実施及び参加決定

教育委員会は拠点校部活動参加決定通知書の提出をもって、特に問題がないと認めた場合には、拠点校部活動の実施及び拠点校部活動への生徒の参加を認めるものとする。

7. 在籍校及び拠点校の連携

在籍校と拠点校は連携を図るものとする。

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

8. 各大会等への参加

- (1) 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱及び規定に従う。

(2) 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

9. 事故等への対応

事故等への対応は、次のとおりとする。

(1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導対応等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。

(2) 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

10. 周知等

(1) 当該年度の拠点校部活動に係る実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。

(2) 拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。